

熊本県内水面漁場管理委員会

第 3 6 1 回議事録

令和 6 年（ 2 0 2 4 年） 1 0 月 3 日開催

第361回熊本県内水面漁場管理委員会議事録

開催日時 令和6年（2024年）10月3日（木） 午前10時30分から

開催場所 水前寺共済会館グレースァ 2階 鳳凰Ⅰ

出席者

（出席委員）江藤 俊男、堀川 泰注、木下 優喜、齊藤 力、神田 美希
南本 健成、皆川 朋子、松浦 ゆかり

（欠席委員）小松野 太樹、福井 春菜

（水産振興課）課長補佐 石動谷 篤嗣

（事務局）事務局長 清田 季義、主幹 堀田 英一、主幹 中根 基行、参事 徳留 剛彦、技師 對馬 康史

審 議

1 開 会

2 議 事

議題

第1号議案

熊本県うなぎ稚魚業許可取扱方針の一部改正について（照会）

第2号議案

うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について
（諮問）

報告

中央省庁への令和7年度提案項目の検討について

3 閉 会

事務局	それでは定刻になりましたので、第３６１回熊本県内水面漁場管理委員会を開催いたします。 委員会開催に当り事務局から報告いたします。本日の委員出席者数は１０名中８名で過半数に達しておりますので、熊本県内水面漁場管理委員会規程第５条の規定に基づき、本委員会が成立していることを報告いたします。 議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。第３６１回熊本県内水面漁場管理委員会次第と書かれた資料を１部、漁業関係法令集を１部お配りしております。不足している資料はありませんか。よろしいでしょうか。 それでは江藤会長よろしくお願いいたします。
議長	皆さんこんにちは。 ただ今から第３６１回熊本県内水面漁場管理委員会を開会いたします。 議事に入ります前に、熊本県内水面漁場管理委員会規程第１０条で定められております議事録署名につきましては、本日は木下委員と齊藤委員にお願いいたします。 また、議事録作成後は、漁業法第１４５条第４項の規定により熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。 なお、議事の進行につきまして皆様の御協力をお願いします。 第１号議案「熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について」となっておりますが、水産振興課からその次の第２号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、第１号議案と関連する議案であることから一括して説明したいとの申し出がっておりますので、第１号議案と第２号議案を一括しての説明としてよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	それでは、水産振興課から第１号議案と第２号議案を一括して説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課です。 第１号議案及び第２号議案にかけては、うなぎ稚魚漁業に関連した事項ですので、まとめて説明をさせていただき、その後、議案ごとに御審議頂きたいと思っております。着座にて説明します。

今回、第１号議案では、うなぎ稚魚漁業の許可をするに当たって必要な事項を規定する熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について照会し、第２号議案では、うなぎ稚魚漁業の許可をするに当たって必要な制限措置について諮問するものです。各議案について説明します。

まず、熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正についてです。資料の２ページをご覧ください。こちらは取扱方針の改正案になります。今回の改正は、方針内の文章の整理や年号の修正に伴うもので、改正の詳細は資料１１ページから１６ページの新旧対照表に赤字で記載しています。

資料の１１ページをご覧ください。新規の許可等の取扱基準、第４条第１項（１）と（２）について、ただし書き以下の文言を削除しました。これは、令和５年が特別採捕であったために、ただし書きとしていましたが、令和６年から許可になり不要となったためです。資料の１２ページをご覧ください。漁具数の制限と従事者数の制限について、期間を令和元年産から令和６年産までに変更しています。

資料の１３ページから１４ページをご覧ください。これは、漁業種類が提灯たぶになりますが、１３ページが「新」、１４ページが「旧」を示しています。改正点は、許可の条件「エ」で、使用する漁具の条件をより具体的な表現に修正しています。次に資料１５ページから１６ページをご覧ください。漁業種類がちょうちん網で、先ほどと同じく修正しています。第１号議案の説明を終わります。

次に、第２号議案の説明に移らせていただきます。資料１８ページをご覧ください。

熊本県漁業調整規則と熊本県うなぎ稚魚漁業取扱方針の規定により、漁業種類、操業区域、漁業時期などを内容とした制限措置を定めることとなっています。また、制限措置を定める際には内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないと規定されており、今回、諮問するものです。

制限措置は、漁業種類ごと、操業区域ごとに定める必要があり内水面のうなぎ稚魚漁業においては、たも網で抄うたも抄いと定置網で採捕する提灯たぶに分かれています。各漁業の概要につきましては、法令集に概略図を添付しておりますので適宜ご確認ください。

まずたも抄いについて説明します。今回、公示を予定しているのは１８ページから２２ページに記載の１１件の制限措置です。各制限措置の操業区域は資料に記載のとおりです。漁業時期は１

	2月1日から翌年4月30日までの100日以内としています。船舶を使用する制限措置については、船舶ごとに許可をする必要があり、許可すべき船舶の数は記載のとおりです。漁業を営む者の資格については、別記のとおりです。 許可又は起業の認可を申請すべき期間は、資料21ページに記載のとおり、令和6年10月21日から令和6年11月8日までを予定しています。また、3備考の(2)に許可をするに当たって付す条件を示しています。 次に、提灯たぶについてです。資料は23ページから26ページをご覧ください。今回、公示を予定している制限措置は7件です。各制限措置の操業区域は資料に記載のとおりです。漁業時期は、12月1日から3月31日までの連続した100日以内としています。ただし、漁業権者との調整が整った場合においては、漁業時期の終了日を翌年4月1日から4月30日までの間に設定できるようになっています。提灯たぶについては、船舶を使用しますので、船舶ごとに許可をする必要があり、許可すべき船舶の数は記載のとおりです。漁業を営む者の資格については、別記のとおりです。 申請すべき期間はたも抄いと同様、令和6年10月21日から令和6年11月8日までを予定しています。また、3. 備考の(2)に許可をするに当たって付す条件を示しています。 制限措置の公示後の流れですが、申請者は、別途定める申請要領に従って、申請期間中に申請書を県へ提出します。県は、犯歴照会や書類の審査後、取扱方針に記載した許可の基準に従って許可し、許可証を交付します。 以上で説明を終わります。 なお、制限措置は字数が多く、内容の変更を伴わない軽微な修正につきましては、当課に御一任いただくことも併せて、御審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。
南本委員	うなぎ稚魚の採捕については、特採許可から稚魚漁業許可に移行しましたが、これに関して何かトラブルや問題といった事項はありましたか。
水産振興課	昨年からうなぎ稚魚漁業許可に移行し、一年経過しましたが、トラブル等の報告はありませんでした。

南本委員	はい、分かりました。
議長	ほかに何か御意見はございませんか。
委員	ありません。
議長	無いようですので、お諮りいたします。第１号議案「熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について」は、「特に意見なし」と回答してよろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、第１号議案については、「特に意見なし」と回答します。 引き続き、第２号議案についてお諮りいたします。第２号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、「特に意見なし」と答申してよろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、第２号議案については、「特に意見なし」と答申します。
議長	続いて、報告に移ります。 報告「中央省庁への令和７年度提案項目の検討について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	委員会事務局です。 報告の中央省庁への令和７年度提案項目の検討について報告します。 着座にて説明させていただきます。 まず、令和７年度提案項目の取りまとめスケジュールについて説明します。 資料の３０ページをご覧ください。作業の流れを説明しますとまず、今日までに１で連合会事務局が決定した素案への修正意見を２でブロック関係県に提出しています。今後、毎年１０月～１１月にかけて開催される各ブロック協議会で協議が行われ、ブロックごとにまとめられた意見が連合会へ報告されます。その後、

4、5にある検討会、役員会を経て6のとおり、令和7年度通常総会に議案として上程され、承認されたものをもって、次年度の提案行動がなされる予定です。なお、令和6年11月11日、12日に島根県で開催される西日本ブロック協議会及び令和7年5月開催予定の令和7年度通常総会につきましては、本県から江藤会長に御出席いただく予定となっています。

連合会事務局で作成された素案につきましては、資料31ページから53ページに掲載しています。まず、資料の見方について32ページと33ページを例に説明します。32ページをご覧ください。最初に、表左上のローマ数字部分に提案項目とその趣旨が記載してあります。左に令和6年度、右に令和7年度提案素案が記載されています。次に33ページをご覧ください。これは、各提案について、左の列に令和6年度提案内容、中央の列に関係機関からの回答、右の列に令和7年度提案素案が記載されています。

提案項目については、Ⅰ外来魚対策について、Ⅱ鳥類による食害対策について、Ⅲ魚病対策について、Ⅳ河川湖沼環境の保全・啓発について、Ⅴ放射性物質による汚染対策について、Ⅵウナギの資源回復について、Ⅶ内水面漁場管理委員会制度の堅持についての7つの項目が予定されています。

令和7年度提案素案の内容について個別に概要を説明します。全体として、令和6年度の提案内容をベースとして、現状や令和6年度の関係省庁からの回答に合わせた整理、修正を行う形となっています。

具体的に、資料32ページから35ページのⅠ外来魚対策については、32ページの右欄に記載のとおり、文章の整理を行うとともに漁協へのアンケート結果に基づき、共同漁業権の件数、被害件数を修正します。資料36ページから37ページのⅡ鳥類による食害対策については、現状に合わせた文言の整理を行うとともに、アンケート結果に基づき、被害件数を修正します。資料38ページから52ページまでのⅢ魚病対策について、Ⅳ河川湖沼環境の保全及び啓発について、Ⅴ放射性物質による汚染対策について、Ⅵウナギの資源回復については、回答を受けて文言の修正を行います。資料53ページのⅦ内水面漁場管理委員会制度の堅持については、令和6年から修正はないものとなっています。

54ページをご覧ください。今回、西日本ブロックの幹事県である島根県から、素案への意見、素案における重点課題、アンケート調査の結果を取りまとめ提出するよう依頼がありました。委員の皆様におかれましては、資料29ページの今年度の追加提案

	作成に当たっての考え方を一読いただき、資料３１ページから５３ページの右欄に記載のＲ７年度提案素案について追加や修正意見がございましたら、お配りしている別記用紙にご記入の上、後日、事務局まで回答をお願いします。 また、素案について特に優先的に解決を望む課題は重点課題と位置付けられ、来年度の提案行動では、それらの課題について、より強く中央省庁に要望が行われる予定です。これに伴い、委員の皆様には、記載例を参考に別紙３の重点課題についてもご記入をお願いします。 期限が短く大変恐縮ですが、それぞれの回答を、１０月８日（火）までに事務局へＦＡＸ、メール、郵送でお知らせください。ご提出のありました意見につきましては、事務局で取りまとめ、江藤会長にご確認いただいた上で、島根県に回答する旨、ご了解いただければと思います。 以上で報告を終わります。
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆さんから御意見、御質問はございませんか。
委員	ありません。
議長	無いようですので、報告の「中央省庁への令和７年度提案項目の検討について」を終わります。
議長	本日、事務局が予定した議題等は以上ですが、皆さんから、ほかに何かございませんか。
木下委員	うなぎの採捕の件で、特採から知事許可漁業に移行した過程で河川から海面漁業で採捕ができないかという要望が出ていますが熊本県としては、将来に向かってどのように考えていますか。
水産振興課	海面漁業への移行という話は、以前から伺っています。県としても今すぐ何かできるわけではありませんが、お話しいただいたことについては、これから関係者含め、内容について検討していきたいと考えています。
木下委員	東アジア４ヶ国の中で日本だけが内水面で手抄いで採捕している。中国にしても台湾にしても、黒潮で上がってくるところを大型船で一網打尽に採捕しています。日本だけシラスが採れないと

	いう状況が続いているので、その見直しをお願いしたいと思います。
水産振興課	検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。
議長	ほかにございませんか。
委員	ありません。
議長	事務局から何かございませんか。
事務局	事務連絡がございます。 明日、１０月４日（金）の午後１時３０分から午後４時まで、全国内水面漁場管理委員会連合会事務局主催の研修会が予定されています。研修会は現地開催とWeb開催のハイブリット開催を予定しており、本県の委員及び事務局職員はWebでの参加となります。参加される委員の皆様におかれましては、開始時間までに熊本県庁本館１０階漁港漁場整備課分室にお集まりください。また、途中参加を予定されている委員の皆様につきましても、会議終了時刻までに同会場にお越しください。 よろしくお願いします。
議長	ほかにございませんか。
委員	ありません。
議長	無いようですので、これをもちまして第３６１回熊本県内水面漁場管理委員会を閉会します。皆様、お疲れ様でした。